

司法修習委員会・議論の取りまとめ(骨子)

第1 新しい司法修習の理念と基本構想

1 司法修習の意義・理念

司法修習においては、法廷活動に限られない幅広い分野における法的ニーズに的確に応えられる法曹を養成するため、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠である。

司法修習においては、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等 - これらを標語的にまとめるとすれば、「法曹としての基本的なスキルとマインド」と表現することもできよう - の養成に焦点を絞った教育を行うことが適当である。

司法修習では、事情聴取をはじめとする事実調査の能力、複雑な事実の中から法的に重要な事実を選び出して構成する法的分析能力、錯そうする証拠からの的確に事実を認定する能力、法的問題について分かりやすく説得的に表現する能力の養成に重点を置くことが相当である。

2 司法修習の基本的な構想と構成

司法修習の課程は、実務家の個別的指導に基づき法律実務を身をもって体験させる「実務修習」を中核として構成しつつ、これとともに、体系的、汎用的な実務教育として司法研修所における「集合修習」を実施し、両者を有機的に連携させたものとする。

司法修習の課程の順序等については、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、実務修習から開始し、その後に集合修習を実施するのが適当である。

第2 実務修習の在り方

1 実務修習の基本的な指導理念と方法

実務修習においては、法曹三者それぞれの実務について実践的な指導を行う「分野別実務修習」を基本としつつ、司法修習生の自主性を生かした多様

な実務経験の修得を図る「選択型実務修習」を行う。

2 分野別実務修習

分野別実務修習は、弁護修習、検察修習、民事裁判修習、刑事裁判修習の4つの分野に分けて実施すること、各分野の期間は、4分野ともそれぞれ2か月とすることが相当である。

分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の処理を体験的に学ぶ個別修習を中心として行う。

実務修習においては、一つの事件の流れを把握し、十分な数の事件を体験することができるようにするなど、質、量ともに修習の実が上がるように各分野の実務修習の指導方法を工夫していくことが必要である。

3 選択型実務修習

選択型実務修習は、分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程とし、その期間を2か月とする。

選択型実務修習は、制度的に弁護士実務に比重を置いたものとする。そのための方策として、弁護士事務所をホームグラウンドとし、他の場所での修習を行うとき以外は、ホームグラウンドの弁護士事務所で行うものとする考えられる。

第3 集合修習の在り方

1 集合修習の意義・必要性と指導内容

集合修習は、実務修習の教育効果をより高めるという観点から、実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程とする。

集合修習の期間は2か月程度とし、その指導内容は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心とする。

2 指導方法

集合修習においては，全人格的指導を含む充実した実務教育，的確な個別指導・成績評価を行うため，クラス担任制を維持することが適当である。

教育手法は，実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生が文書を起案し，教官が添削した上で，授業において司法修習生に口頭で説明させたり，討論させたりしながら講評することを中心とする。

3 各科目の比重と連携の在り方

集合修習の課程においては，民事系カリキュラムと刑事系カリキュラムの比率を，民事系の方がある程度高くなるように（例えば5対4程度に）するとともに，民事系，刑事系における各科目間のカリキュラムの連携，共通化を進めるのが相当である。

第4 成績評価の在り方

1 基本的な方針

司法修習生に対しては，平常成績について厳格な評価を行うとともに，司法修習生考試（二回試験）によって，法曹資格を与えるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することが相当である。

2 実務修習・集合修習における成績評価

成績評価においては，事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等を基本的な評価の観点とし，各課程ごとにその達成度を評定するものとする。

分野別実務修習では，4段階程度の絶対評価を基本とし，集合修習では，6段階程度の相対評価（ただし，不可は絶対評価）を基本とする。

選択型実務修習では，一定のランク付けを伴う成績評価は行わず，提出されたレポート，修習先のコメント等に基づき，当該課程において有意義な修習を行ったか否かを判定するものとする。

3 司法修習生考試（二回試験）の在り方

考試の内容は，基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とした上，口述試験を廃止するなど，現在より簡素化を図る方向で検討を加えるのが相当である。

第5 関連する諸問題

1 いわゆる移行措置期間における司法修習

新司法試験合格者に対する司法修習については、法科大学院の実務導入教育が始まって間もないことを考慮して、当面、冒頭にこれを補完するための課程を1か月程度置くこととする。

移行措置期間における現行司法試験合格者に対する司法修習の期間は1年4か月とし、その内訳は、前期集合修習2か月、実務修習1年、後期集合修習2か月とする。

2 司法研修所の管理運営

司法修習委員会は、定例的に毎年2回程度は開催し、修習の状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて機動的に開催して、法科大学院との連携、法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ、これを修習内容に反映させていくものとする。

裁判所、検察庁、弁護士会は、司法研修所教官としてふさわしい実務家が教官に選任されるよう努める必要があり、弁護教官については、教官に就任しやすい環境の整備を検討することが必要である。